

「平和国家」の原則とされてきたものの破壊

- 軍事費GDP比1%以内 → 2%に拡大、3・5%～5%をねらう
- 敵基地攻撃能力は持てない → ミサイル列島化、が進む
- 専守防衛 → 形骸化が進んでいる
- 武器輸出禁止 → 輸出の全面解禁をねらう
- 集団的自衛権は行使できない → 安保法制で行使への道
- 非核三原則 → 「持ち込ませず」の廃棄をねらう
- 憲法9条 → 改悪の現実的な危険

「ミサイル列島化」が進む

全国で計画されている長射程ミサイル配備



上富良野駐屯地 (北海道)
高速滑空弾 (26年度)

百里基地 (茨城)
F2戦闘機に12SSM
(27年度)

舞鶴基地 (京都)
イージス艦「みょうこう」、「あたご」
にトマホーク (26年度)

佐世保基地 (長崎)
イージス艦「ちょうかい」、
「はぐろ」にトマホーク (25年度)

横須賀基地 (神奈川)
イージス艦「きりしま」に
トマホーク (25年度)
イージス艦「てるづき」に
12SSM (27年度)

富士駐屯地 (静岡)
高速滑空弾 (25年度)
12SSM (27年度)

健軍駐屯地 (熊本)
12SSM (25年度)

えびの駐屯地 (宮崎)
高速滑空弾 (26年度)

※12SSM=12式地对艦誘導弾能力向上型

平和を求める新しい国民運動



「憲法まもる」「さあ行こう平和の道を」とコールする人たち=8日、国会正門前

米国の国際法専門家の共同書簡(4月2日)

米・イスラエルの軍事作戦の開始は、国連憲章の明確な違反

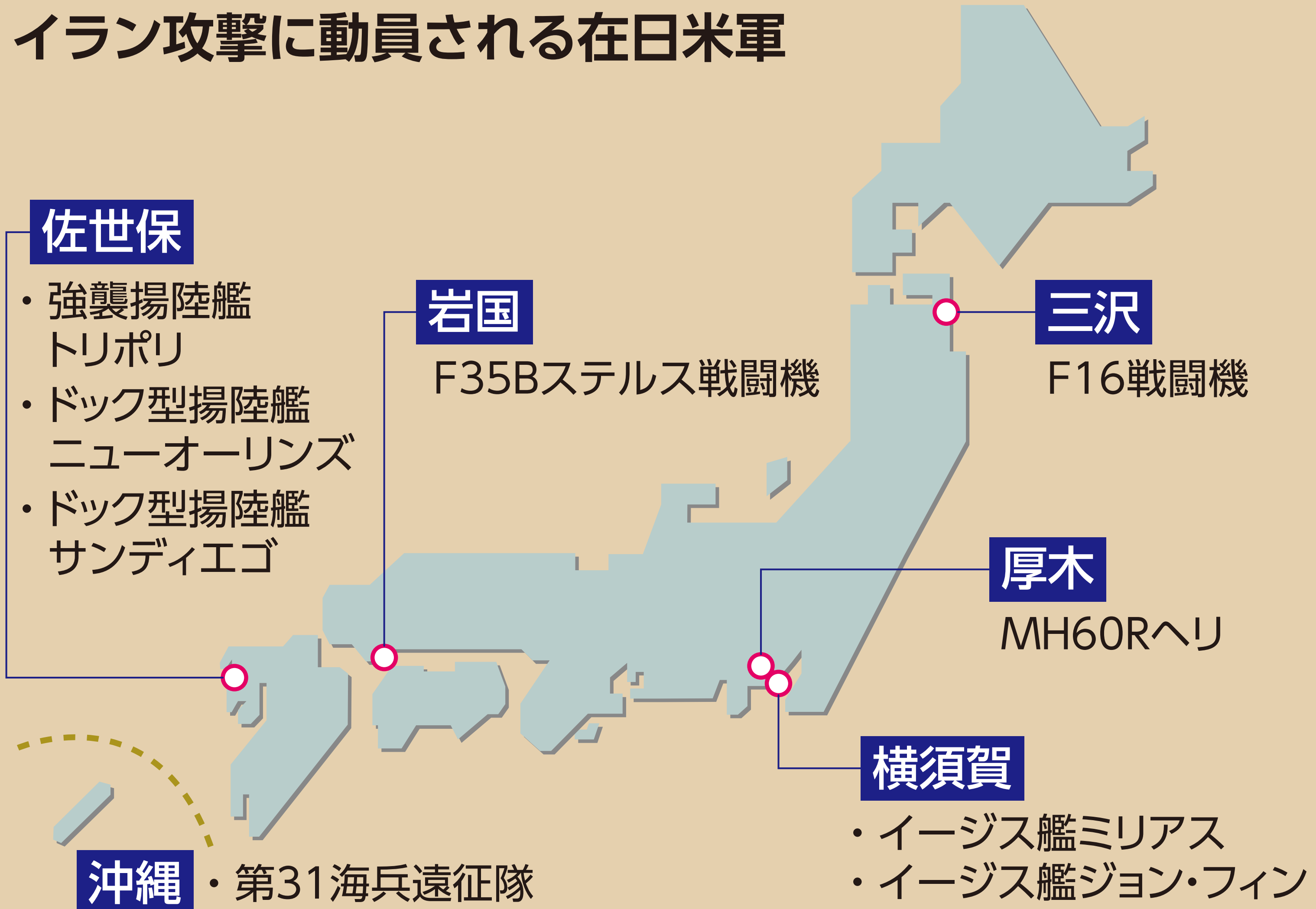
それ以降の米軍の学校、医療施設、住宅などへの攻撃は戦争犯罪になりうる

「発電所、原発の攻撃」などの発言は、国際人道法のルールへの恐るべき軽視

国際人道法の遵守を確実にするための保護措置を意図的かつ体系的に弱体化させてきた

イラン攻撃の出撃拠点とされている日本の米軍基地

イラン攻撃に動員される在日米軍



「NO KINGS」、800万人デモ



2026年3月30日 月曜日
(令和8年)

■定価(税込み・送料別) 日刊紙:月3497円 1部 130円
日曜版:月 990円 1部 250円
www.jcp.or.jp

日本共産党中央委員会 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7 電話03(3403)6111 ファクス03(5474)8358

「王いない」全米800万人



「王はいらない」「戦争反対」などと書かれた旗を掲げるデモ参加者=28日、ニューヨーク(ロイター)

無法な戦争に抗議 米史上最大デモ 3300カ所超

【ワシントン=洞口昇】全米各地で28日、強権的な政治や国際法違反の軍事行動を繰り返すトランプ政権の打倒を目指す「NO KINGS(王はいらない)」をスローガンとした大規模デモが行われました。この日はイラン攻撃開始から1カ月にあたり、無法な戦争に抗議する声が上がりました。↓関連の面

「王はいらない」を掲げた抗議行動は昨年6月、同10月に続いて3回目。主催団体によると、今回は全米50州の3300カ所以上で、少なくとも800万人が参加しました。1日の抗議デモとしては米史上最大規模だといわれます。主催団体は米メディアに「国民はトランプ政権の横暴や違法な戦争にうんざり

核兵器禁止条約の成立



核兵器禁止条約の採択が決まった
歓喜の中で握手を交わす
被爆者のサーロー節子さん(中央)と
藤森俊希さん(その左)
=2017年7月7日、
ニューヨークの国連本部(池田晋撮影)

国連事務総長軍縮報告書(2025年9月9日)から

「軍事費はしばしば抑止と国家安全保障の根拠として正当化される。しかしエビデンス(証拠)が示しているのは、増大した軍事費は必ずしも平和と安定につながらないということだ。逆に、増大した軍事費はしばしば地政学的な緊張を激化させ、軍拡競争に拍車をかけ、武力紛争のリスクを高める」

ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) カリム・ハッガグ所長

「世界の軍事支出は過去10年で大幅に増えたのに、多くの国が『自国は安全でなく深刻な安全保障上の課題に直面している』と公言する。これだけで軍事支出を増やせば安全になるわけでない¹と分かる。軍事支出の増加は紛争のリスクと、紛争時の破壊のレベルをかえって高める」

(「日経」、3月15日付)

「軍拡競争とエスカレーション:いくつかの新しいエビデンス」

カナダ・ブリティッシュコロンビア大学教授
マイケル・D・ウォレス氏の研究(1979年)

「軍拡競争を先行させる紛争は28件中23件(82%)で戦争にエスカレートしたのに対し、軍拡競争を先行させない紛争は71件中わずか3件(4%)しか戦争に至らなかった」

「軍拡競争と紛争のエスカレーション：論争の解決」

オーストラリア国立大学・平和研究センター
スーザン・G・サンプル氏の研究(1997年)

「導き出される不可避の結論は、軍備増強を継続している二国が、紛争で対立した場合、軍拡競争に関与していない紛争国同士よりも、最終的に互いに戦争状態に陥る可能性がはるかに高いということである」

「防衛白書」にみる安倍政権以降の 日本の安全保障環境の評価

「防衛白書」	安全保障環境に関わる記述
2013年版	わが国を取り巻く安全保障環境においては、様々な課題や不安定要因が存在し、 <u>その一部は顕在化・尖鋭化・深刻化している</u> 。
2014年版	わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、 <u>一層厳しさを増している</u> 。
2015年版	2014年版と同じ
2016年版	2014年版と同じ
2017年版	2014年版と同じ
2018年版	2014年版と同じ
2019年版	現在の安全保障環境の特徴として、第一に、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化する一方、中国などのさらなる国力の伸長などによるパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる <u>不確実性が増している</u> 。
2020年版	2019年版と同じ
2021年版	2019年版と同じ
2022年版	2019年版と同じ
2023年版	わが国は、 <u>戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している</u> 。また、わが国周辺では軍備増強が急速に進展しており、力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。（「国家安全保障戦略」から引用）
2024年版	わが国は <u>戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している</u> 。
2025年版	2024年版と同じ

「抑止」の本質は「恐怖」

「抑止とは……恐怖によって行動を阻止すること」

(米国防総省『軍事関連用語辞典』)

「抑止の要件の一つは、敵対国に対する威嚇であり、
……抑止の本質は昔も今も恐怖である」

(防衛大学校教授、岩田修一郎氏『日本の防衛政策と抑止』)

攻撃ミサイル阻止のために先制攻撃を重視する

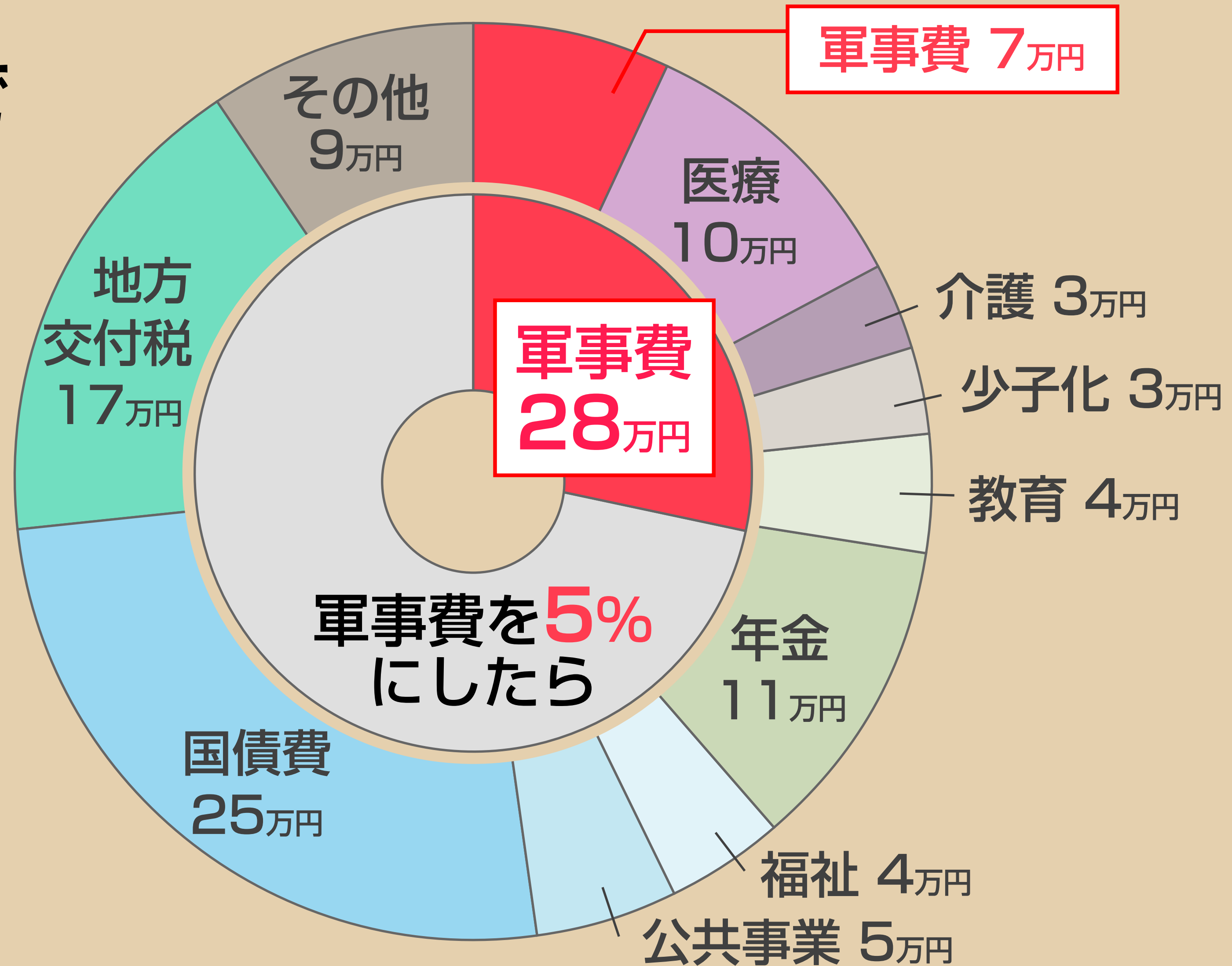
「迎撃ベースのアプローチに加え、『包括的ミサイル撃破』が必要だ。もっと率直に言えば、敵が成功裏に使用している、増え続ける攻撃ミサイルを阻止するためには、敵が発射する前の発射(先制攻撃)・発射した後の発射のあらゆる手段が使われる」

(米国防総省でIAMDを担当するジョン・プラム国防次官補の書面発言、2024年4月16日)

軍事費がGDP比5%になればどうなるか

「国民1人当たり」で 計算した国の予算

(2026年度)



抑止が破れた場合

「抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合には、
……迅速かつ粘り強く活動し続けて、……『機動展開能
力・国民保護』、『持続性・強靱性』を強化する」

（「国家防衛戦略」2022年12月）

抑止が破れた場合

- 「継戦能力」の強化 → 長期にわたって戦い続ける力を強化する
- 「自衛隊基地強靱化」 → 全国の自衛隊基地の司令部の地下化などの「強靱化」をはかる
- 「自衛隊員葬式準備」 → 陸上自衛隊と葬祭業の業界団体が協力協定
- 「住民避難計画」 → 先島諸島の11万2千人を九州各県と山口県に疎開させる

ミサイルの撃ち合いの「イメージ図」



「核抑止」論への批判

「核兵器はすべての国家の安全保障に対する深刻かつ根本的な脅威である」

「いかなる核兵器の使用も、人道および安全保障上の壊滅的な結果をもたらす」

「核抑止が失敗する可能性がある」という事実は議論の余地がない。核保有国がエスカレーションを制御し、誤算や事故を回避する能力は不確実であり、過去のニアミス、事故、誤算、幸運な脱出の事例がそれを証明している」

(核兵器禁止条約第3回締約国会議の報告書から)

抑止力強化は平和につながらない

- 1** 軍拡競争をもたらし、戦争のリスクを高める
- 2** 米軍が無法な先制攻撃にのりだしたときに、自衛隊も一緒に戦う
- 3** 大軍拡と暮らしは絶対に両立しない
- 4** 抑止は破れることがあり、それを想定した戦争準備計画を進めている
- 5** 行き着く先は「核抑止」、それを乗り越える新しい流れ

ASEANの成功の秘訣

- 良い「対話の習慣」を育んできた
- 「ASEANの中心性」——自主独立と団結を大切にしてきた
- 東アジアサミット (EAS) と、ASEANインド太平洋構想 (AOIP)

提言——日中両国関係の前向きな打開のために

- 1 「互いに脅威とならない」との首脳合意(2008年)を尊重
- 2 東シナ海の問題は、「対話と協議」で解決(2014年合意)
- 3 ASEANインド太平洋構想(AOIP)を前進させる

憲法9条に込めた二重の決意

1

“再び戦争国家にならない。”

2

“「戦争のない世界」をつくるという理想を世界に先駆けて実行する。”

『あたらしい憲法のはなし』(文部省、1947年)から

「こんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。『放棄』とは『すててしまふ』ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

『あたらしい憲法のはなし』から(つづき)

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです」

文明と戦争は両立しない

「文明と戦争とは結局両立しえないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになるであります。……原子爆弾と云うものが発見されたただけでも、或戦争論者に対して、余程再考を促すことになっている、……日本は今や、徹底的な平和運動の先頭に立って、その一つの大きな旗を担いで進んで行くものである。これは理念だけのことではありませぬ。すなわち戦争を放棄すると云うことになりまして一切の軍備は不要になります」

(幣原喜重郎首相の答弁、1946年8月、貴族院)

文明が戦争を抹殺しなければ、 やがて戦争が文明を抹殺する

「一度び戦争が起これば人道は無視され、個人の尊厳と基本的人権は蹂躪され、文明は抹殺されてしまう。原子爆弾の出現は、戦争の可能性を拡大するか、又は逆に戦争の原因を終息せしめるかの重大段階に到達したのであるが、識者は、まづ文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を抹殺するであらうと真剣に憂へているのである。こゝに於いて本章(第二章 戦争の放棄)の有する重大な積極的意義を知るのである」

(『新憲法の解説』(法制局閲 内閣発行 1946年11月))

明治維新後の主な侵略戦争

- 日清戦争 (1894~5年)
- 台湾植民地戦争 (1895~1915年)
- 日露戦争 (1904~5年)
- 韓国の反日義兵闘争への鎮圧戦争 (1906~11年)
- 第一次世界大戦 (1914~8年)
- ロシア革命への干渉戦争 (1918~22年)
- 中国東北部への侵略戦争開始 (1931年)
- 対中国全面戦争開始 (1937年)
- 太平洋戦争 (1941~45年)

ベトナム戦争と憲法9条

「藤山愛一郎・外務大臣と マッカーサー大使会談録」 (極秘)から

(1958年7月30日午後3時-5時15分、
帝国ホテル1515号室)

大使 貴大臣の言はれる憲法上の制限とは海外派兵の問題を
 意味するにあらうか。

大臣 憲法上の制限から、日本の自衛隊は半在國に派遣
 する訳に行かず、朝鮮には行かず、中華には行かず。自衛隊の存
 在そのものすら、憲法を最悪義に解釈し、不可成なる。

大使 お互に争うることをはつくりす為には申述するが、思ふに
 條約地域を日本と他と限定した條約とし、日本は海外派兵
 の義務の問題が生起する様及相互援助條約が若し之を
 認めれば、それより日本の憲法上の障礙があるであらうか。

又憲法上此外に何等かの支障があるであらうか。

大臣 自衛隊は日本を他に主として行くことは不可能である。今の
 憲法は自衛隊は海外に主として行く。精進軍は日本地域で
 自衛隊と共同作業するに云ふことはあるであらうか。

イラク戦争と憲法9条

「自衛隊を攻めない、内部で合意」の記事から

06年から08年にサドル師派のムサンナ州支部長を務めたカリーム・ハッサン師(36)は取材に「駐留に反対はしていたが、武装部門による攻撃はしないことを当時、内部で合意していた」と明かした。

サドル師派は当時「自衛隊は占領軍ではないように装っているが、米軍主導の多国籍軍に(組織上)加わっており、占領軍であることは明白」として、駐留に抵抗する立場をとった。武装闘争を主張する幹部もいたが「州での活動は我々に敵対的ではない」「(かつて米国と戦争した)日本とは共有すべきものがある」とする意見が大勢を占め、デモで反対はするが、武力攻撃の対象としないことで合意していたという。

ハッサン師は「武装部門が組織的に攻撃していれば、自衛隊員に死者が出ていただろう」と語った。

(「朝日新聞」 2013年3月17日付)

平和的生存権はすべての人権の基礎、規定的権利

「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしに存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法的基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」

(名古屋高等裁判所判決、2008年4月17日)

平和的生存権が侵害された場合には、 救済を求める権利がある

「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、……裁判所に対し……救済を求めることができる場合がある」

自衛隊の9条改憲「条文イメージ(たたき台素案)」

「第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」

「自衛隊は必要最小限度の実力組織」という 建前から出てくる結論

- 1 いわゆる海外派兵、すなわち武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することはできない。
- 2 集団的自衛権の行使はできない。
- 3 目的・任務が武力行使を伴う国連軍への参加はできない。